

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は

ネットでご確認ください！

手順

① 所沢市ホームページ内「所沢市地理情報システム」にアクセス

→同意する→埋蔵文化財→地図を見る を選択。

※所沢市地理情報システムの利用上の注意をよく読んでお使いください。

※「属性検索」の内「地番検索」をした場合、検索した地番の区域が赤く囲われます。包蔵地の場合は遺跡No.が記載されていますので、**見間違いにご注意**ください。

② 地図を見て開発場所を確認

赤いエリアは埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当します。それ以外のエリアは該当しません。

③ 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当する場合

開発予定地が埋蔵文化財包蔵地（遺跡）＝赤いエリアに入っている場合（一部の場合も含みます）は、埋蔵文化財調査センターへご連絡ください。

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内で土木工事等の行為を行う場合、文化財保護法の規定により届出が必要です。

※埋蔵文化財包蔵地（遺跡）ではない場合、届出は必要ありません。

ただし、工事中に遺跡（土器片等を含む）を発見したときは埋蔵文化財調査センターへご連絡をお願いします。

また、山林は埋蔵文化財が未確認の場合があり、届出を出していただくこともありますので、必ず埋蔵文化財調査センターへお問い合わせください。

※ 所沢市地理情報システム ※
検索サイトから「所沢地理情報」で検索。
スマートフォンでも利用できます。



<http://webgis.alandis.jp/tokorozawa11/alandis/portal/>

【問い合わせ】 埋蔵文化財調査センター 電話 04-2947-0012

FAX 04-2947-0048